

第1章 計画策定について

1-1 これまでの経緯と取り組み

路線バスを始めとする公共交通は、通院・通学、買い物など、日常生活を支える生活基盤として重要な役割を担っているが、自家用車の普及等により利用者の減少が続いており、昭和 55 年には 17,946 千人いた十勝管内の路線バス利用者は、平成 13 年には昭和 55 年の約 3 割となる 5,984 千人にまで減少し、市民生活に必要な公共交通を確保することが難しくなることが懸念されていた。

このような背景のもと、生活交通の確保や今後の住民ニーズに対応した総合的な対策を実施していくため、平成 13 年度に「帯広市バス交通活性化基本計画」を策定し、バス交通活性化の方針として適切なバスネットワークの形成とバスサービスの向上策の推進をかかげ、路線バスの維持や新しいバスサービスの展開等について検討してきた。

基本計画に基づき、農村地区における新しい交通システムとしてデマンド型交通¹の導入を検討し、平成 16 年度に大正地区あいのりタクシー、平成 17 年度に川西地区あいのりバスの本格運行を開始した。両地区とも、平成 26 年度の利用者は導入時の 2 倍以上になり、地域住民にとって欠かせない公共交通へと成長している。また、ソフト面での利用促進策として、小学生を対象に地球温暖化と運輸の関係について教える講義と、バスの乗車体験をセットにした出前講座のほか、路線バス車内で回収した廃てんぷら油を原料に製造したバイオディーゼル燃料²で走る路線バスの運行等の取り組みについてバス事業者等と協働で実施してきた。

基本計画により様々な取り組みを実施してきたが、バス利用者の減少傾向は歯止めがかからず、平成 20 年度の十勝管内の路線バス利用者は 3,958 千人にまで減少した。市民生活の足の確保と、低炭素社会の実現や進行する高齢化社会に対応するため、基本計画の実行計画(アクションプログラム)として、平成 20 年度に「帯広市地域公共交通総合連携計画」を策定し、目標をバス利用の促進という一点に明確化し、調査・分析によるバス路線の再編や、利用促進に取り組むことを定めた。

新規路線の導入を検討する中で、市街地西地区において、東西を並行して走る路線は多いが南北への移動が困難であるという状況や、アンケート調査などの結果を踏まえ、南北線と西地区縦循環バス線 2 路線の実証実験運行を実施した。そのうち西地区縦循環バス線については、路線や時刻を見直したうえでバス事業者による本格運行へとつながった。また、利用促進策として、市街地を運行している全てのバス路線を網羅した「おびひろバスマップ」を作成したほか、小学生を対象とした出前講座について、対象を拡大して高齢者にも実施し、環境に優しいバス交通の利用について普及啓発を行った。また、事業所を対象にした通勤送迎バスの実証実験運行やアンケート調査、大学生や住民を対象としたニーズ調査アンケート、そして高校生が利用するスクールバスの車輻に自転車積載用のキャリアをつけて、自転車積載型バス車輻の活用方法を検討するサイクル&バスライド³の実証実験等をバス事業者等と協働で実施してきた。

1 デマンド型交通：需要応答型の交通。利用する際に事前予約制とすることで、運行の効率化を図る。

2 バイオディーゼル燃料：生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。

3 サイクル&バスライド：バス停留所まで自転車で移動し、そこからバスに乗り継ぐ移動方法。

1-2 計画策定の背景と目的

こうした利用促進の取り組みやバス事業者の営業努力により、平成 27 年度の十勝管内の路線バス利用者は 4,463 千人となり、近年少しずつ増加しているものの、まだ不採算路線は多く、バス事業者の運営は厳しい状況が続いている。

また、農村地区のデマンド型交通については、自家用車を運転しない高齢者や下校する中学生等に利用され、地域の公共交通として浸透しているが、広大な運行区域をカバーするため経費がかかり、市が委託料として負担している。

人口減少、少子高齢化の進行や温暖化などの環境問題により、誰もが利用できる公共交通が果たす役割は大きくなっており、地域住民はもちろん外国人を含む観光客等にとっても利用しやすい公共交通の整備は、地域の活性化に欠かせない要素の一つとなっている。

一方、国においては、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図る基本となる事項を定めた「交通政策基本法」を平成 25 年 12 月に制定し、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成等に関する措置を定めた「改正地域公共交通活性化再生法」を平成 26 年 11 月に施行した。

その背景として、「地域公共交通の維持・改善は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすもの」とされている。

第六期帯広市総合計画では「市民生活に重要なバス等の公共交通の利便性向上などに取り組む必要がある」、帯広市都市計画マスタープランでは「住民の行動利用目的や地域の実情に応じたバス路線のネットワークの形成を促進する」、第2期帯広市中心市街地活性化基本計画では「中心市街地の活性化に、路線バスを活かした公共交通機関の利便性の増進は、中心市街地の回遊性を支援強化する事業として、その必要性は高い」などとしているところであり、こうした公共交通をとりまく動向や関連するまちづくりの計画の方向性を受け、安全で安心な暮らしを支える生活の足を必要とする市民はもとより、まちのにぎわいにつながるインバウンド観光を含む来街者など、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通を目指し、「帯広市地域公共交通網形成計画」を策定するものである。

1-3 計画の位置づけ

本計画は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画として策定する。

1-4 計画の区域

帯広市全域を計画対象区域とする。

1-5 計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする。